

複数校合同チーム大会参加規程

鹿児島県高等学校体育連盟

鹿児島県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）が主催する大会への複数校合同チーム（以下「合同チーム」）の参加について、全国高等学校体育連盟の定める規程，並びに県高体連が定める「合同チームの参加について〈合同チームの考え方〉」に則り，運動部活動の振興及び活性化等の見地から，次のように定める。

- 1 統廃合による合同チームの大会参加について
 - (1) 統廃合の対象となった学校の部同士が合同チームを組み，大会に参加することを認める。但し，統廃合開始年度から終了年度までの2年間とする。
 - (2) 1人の選手が単独チームと合同チームの両方から出場することは認めない。

- 2 支援教室とその設置校による合同チームの大会参加について
本県におけるインクルーシブ教育の推進並びに支援教室設置の趣旨に鑑み，特例として認める。但し，勝ち上がりについての制限は，各競技専門部の申し合わせによるものとする。

- 3 部員不足に伴う合同チームの大会参加について
次の事項を確認し，参加の可否を検討する。
 - (1) 合同チームでの大会参加を認める要件について
 - ア 合同チームでの大会参加を認める競技は，以下の団体競技とすること。
水球，バスケットボール，バレーボール，ハンドボール，サッカー
ラグビーフットボール，ソフトボール，ホッケー（計8競技）
 - イ 合同チームで参加する場合，当該校の学校長の了承のもと，県高体連と関係競技専門委員長の承諾を得ること。
 - ウ チームの編成については，計画的に合同練習を実施できる近隣の学校同士を原則とすること。
 - エ 複数の都道府県や課程による合同チームではないこと。
 - オ 全国高等学校体育連盟各競技専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していること。
 - (2) 勝ち上りの制限について
 - ア 県高等学校総合体育大会への参加を認める(1)アの競技については，勝ち上りを認め，全九州高等学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会への出場権を得た場合には，それを認める。
 - イ その他の県高体連主催大会については，その県高体連主催大会を県予選とする九州大会や全国大会等の実施要項が定めたとおりとする。
 - (3) 大会参加の申請について
 - ア 合同チーム参加届（様式有り）を参加申込書類と同時に提出する。
 - イ ポジションや順番等のある競技については，顧問同士で連携を密にし，不備のないようにする。
 - (4) その他
 - (1)アで認める競技以外で，特例として以下の競技を県高体連主催大会に合同チームで参加することを認める。但し，九州大会や全国大会等への参加はできない。

【特例】

- ア 県高等学校総合体育大会：ソフトテニス，登山，駅伝
- イ 県高等学校新人体育大会：ソフトテニス，登山，駅伝，柔道

令和6年2月13日 制定

合同チームの参加について

鹿児島県高等学校体育連盟

【大会開催基準要項の参加資格】

- 1 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。（合同チーム参加届を提出する。）
- 2 部員不足によりチーム編成が困難な学校は、下記により同じく部員不足の学校同士による合同チームでの大会参加を認める。ただし、競技専門部で合同チームによる参加が認められた競技に限る。（合同チーム参加届を提出する。）
 - (1) 出場に関する規定については、各競技実施要項による。
 - (2) チームの編成においては、計画的に合同練習を実施できる近隣の学校同士を原則とする。
 - (3) 勝ち上がりについての制限は各競技専門部の申し合わせによる。
- 3 離島における特別支援学校高等部支援教室（以下「支援教室」という。）とその設置高等学校（以下「設置校」という。）は、特例として下記により合同チームでの大会参加を認める。
 - (1) 出場に関する規定については、各競技実施要項による。
 - (2) 加盟校ではない特別支援学校の支援教室の場合は、大会開催基準要項における参加資格の特例、大会参加資格の別途に定める規定並びに本連盟細則第13条に従い大会参加を認める。
 - (3) 勝ち上がりについての制限は各競技専門部の申し合わせによる。

〈合同チームの考え方〉

1 統廃合による合同チームの考え方

- (1) 本連盟では全国高等学校体育連盟の方針に従い、学校の統廃合は行政的な問題であるので、統廃合開始年度から終了年度までの2年間に限り、統廃合の対象となった学校の部同士が合同チームを組み、県高等学校総合体育大会（全国高等学校総合体育大会・全九州高等学校体育大会も含む）に参加することを認める。
- (2) 合同チームの組み方としては、統廃合の対象となった学校の部同士とするが、（廃校等）チームを組むべき対象が無い場合は、統廃合の対象外の学校との合同チームを認める。
- (3) 団体・個人両方実施される競技については、団体・個人とも合同チームとして出場できる。（団体は合同チームで出場し、個人は各学校枠で出場することは認めない。）
- (4) 合同チームで参加する場合、当該校の各学校長の了承のもと、県高体連事務局と関係競技専門委員長にあらかじめ連絡する。また、参加申込の際には合同チーム参加届（様式有り。）を参加申込書類と同時に提出する。なお、申込に際しポジションや順番等のある競技については、顧問同士で連携を密にし、不備のないようにする。

2 部員不足による合同チームの考え方

- (1) 部員不足による合同チームは、全国高等学校体育連盟の方針に従い、部活動の活性化のためというのが基本的発想であり、合同チームの編成が勝利至上主義で

行われることのないよう十分留意する。

- (2) 部員不足の学校においては、安易に合同チームだけに頼ることなく、部員以外の生徒の参加や新たな部員確保など部活動活性化に向けた取り組みを行う。
- (3) 競技専門部により状況が異なるため、実施可能な競技専門部から実施に移す。
- (4) 合同チームで参加する場合、当該校の各学校長の了承のもと、県高体連事務局と関係競技専門委員長にあらかじめ連絡する。また、参加申込の際には合同チーム参加届（様式有り。）を参加申込書類と同時に提出する。なお、申込に際しポジションや順番等のある競技については、顧問同士で連携を密にし、不備のないようにする。

3 支援教室とその設置校による合同チームの考え方

- (1) 本県におけるインクルーシブ教育の推進並びに支援教室設置の主旨を鑑み、特例として支援教室とその設置校による合同チームを認める。
- (2) 合同チームで参加する場合、当該校の各学校長の了承のもと、県高体連事務局と関係競技専門委員長にあらかじめ連絡する。また、参加申込の際には合同チーム参加届（様式有り。）を参加申込書類と同時に提出する。なお、申込に際しポジションや順番等のある競技については、顧問同士で連携を密にし、不備のないようにする。

4 複数校合同チームによる全国高等学校総合体育大会への参加についての考え方

- (1) 全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合、必要な手続きを経た上で、複数校合同チームの参加を認めることとする。
- (2) 令和5年4月1日から導入する。
- (3) 詳細は、全国高等学校体育連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と全国高等学校体育連盟競技専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。

平成18年4月1日より施行

平成29年4月1日 改正「県高校総体において部員不足による合同チームの参加を認める。」

平成31年4月18日 改正「支援教室とその設置校による合同チームを特例として認める。」

令和5年2月14日 改正 部員不足に伴う複数校合同チームの全国高等学校総合体育大会への参加承認